

## 高知市飲食店業態転換支援事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知市飲食店業態転換支援に係る補助金の交付に関し、高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業の制限)

第2条 要綱第4条に規定する補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は経済若しくは文化的活動に関するもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 虚偽若しくは誇大であるなど、過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 市の事業若しくは市が推奨していると誤解させるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 美観風致その他公益性を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業として不適當であると認めるもの

### (他部局への意見聴取)

第3条 前条に規定する補助対象事業の制限について、疑義がある場合は、他部局の意見等を求め、判断するものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第5条に定めるものとし、その細目は別表に掲げるものとする。

- 2 補助対象経費がレンタル又はリースの場合等、契約期間が補助対象期間を超えるときは、按分によって算出した額を補助対象経費とする。

### (申請回数の制限)

第5条 本補助金への申請回数は、1事業者につき、1回までとする。

- 2 前項の規定において、複数の中小企業者について、代表者又は所在地(個人の場合は住所)が同一の場合は、いずれか1の中小企業者についてのみ、申請できるものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

## 別表

経費区分	補助対象経費
印刷物の作成に要する経費	メニュー表, チラシ, クーポン等の作成費用
広告の掲載等に要する経費	ホームページ作成及び改修費 新聞, インターネット等への広告掲載費用 外部掲載サイトへの掲載料及び月額利用料 (売上高, 販売数量等に応じて支払うものを除く。)
備品の購入等に要する経費	冷凍冷蔵設備, クーラーボックス, 岡持ち, 真空パック機等の購入費用 のぼり, 看板の制作購入費用 宅配専用自転車・バイク等の購入等費用 既存バイクの宅配用への改造等の費用 受注, 決済等のシステムに必要なタブレット等の購入費 (受注, 決済等システムに必要な不可欠と認められるものに限る。) 食品表示用ラベルプリンター等の購入費用 その他, 業態転換に必要と認められる備品の購入費用
委託に要する経費	チラシ等のデザイン委託, 写真撮影等
店舗の改修に要する経費	食品衛生管理に必要と認められる店舗等改修費 業態転換に必要な設備等設置費用
会場又は備品の借上げに要する経費	店舗外で販売を行う場合の会場借上料 (機材使用料及び装飾費を含む。) 業務転換に必要な備品のレンタル・リース費
その他	宅配代行サービス利用に係る初期登録料 受注, 決済等のシステム導入に要する費用 市長が特に必要と認める経費